

重 要 事 項 説 明 書

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 事業者の名称等

- ・事業者名 有限会社 カナガミケアリンク
- ・所在地 宮城県角田市角田字田町123番地の6
- ・代表者名 取締役 毛利 良子

(2) 施設の名称等

- ・施設名 認知症対応型通所介護グループホーム花水木
- ・開設年月日 平成19年4月1日
- ・所在地 宮城県角田市角田字中島上170番地の21
- ・電話番号 0224-61-2777
- ・FAX 0224-61-2778
- ・管理者 赤井田 友美

(3) 構造・規模等

- ・敷地面積 1104.754㎡
- ・構造規模 木造 平屋 準耐火構造
- ・延床面積 343.56㎡
- ・面積内訳 別紙のとおり

(4) 認知症対応型通所介護グループホーム花水木の目的と運営方針

少人数(3名)のデイサービス利用者と当事業所に入居している入居者と共に過ごす共用型の認知症対応型通所介護です。ゆったりとした時間の中で職員がサポートすることにより、各家庭的において生活感を取り戻した利用者は認知症の進行、行動・心理症状が緩和され、自分らしさの保たれた暮らしが居宅において確保できることを目的とした共同住居です。

〔認知症対応型通所介護グループホーム花水木の運営方針〕

当事業所は、要支援、要介護状態となり、医師より認知症と判定されたお年寄りに対して、より良質なケアを行う為、明るく家庭的な環境のもと、「共に寄り添うケア」を提供し、在宅ケアを支援することを目的とします。

認知症における行動・心理症状には、それぞれ個々の理由があります。利用者が可能な限り個々の居宅において、残った能力を活用して、自立した日常生活を過ごすことができるよう、「通所介護サービス計画」に基づき、日常生活上の必要な介護および心身にわたる心のこもったサービスを提供します。

健康で明るく、生きがいを感じ、安心して自分らしい生活ができるグループホームを目指し、心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図り

ます。

認知症高齢者は社会的に孤立してしまいがちですが、職員が利用者と共に地域の行事等にも積極的に参加し、地域の皆様にも気軽に立ち寄っていただける暖かい環境を提供します。又、関係機関と密接な連携を図り、利用者がその人らしく豊かな満足感のある生活を送るための援助を行います。

(5) 職員体制

職員の職種	人員数	常勤		非常勤	保有資格
		専従	兼務	専従	
管理者	1名		1		介護福祉士
計画作成担当者	1名		1		介護福祉士・介護支援専門員
介護従事者	1名		1		介護福祉士 1名

(6) 営業時間

月曜日～日曜日	午前9時00分～午後5時00分
定休日	木曜日

※利用時間の延長も行っております。

(7) 利用定員 3名

2. サービス内容

- ① 認知症対応型通所介護計画の作成
- ② 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- ③ 日常生活上の世話
- ④ 日常生活の中でのリハビリ
- ⑤ 相談、援助

3. 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関 内科・外科
 - ・ 名 称 医療法人金上仁友会 金上病院
 - ・ 住 所 角田市角田字田町123番地
 - ・ 電 話 0224-63-1032

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙は原則的に禁止となっております。
- ・ 体調の確認として当事業所に到着後、血圧、気分等のチェックを行います。
- ・ 体調不良によるご利用のキャンセル・変更は当日午前8時30分までにご連絡下さい。
- ・ 貴重品の管理は当事業所では行っておりませんのでご了承ください。
- ・ 宗教活動に関しては、他の利用者への勧誘活動・騒音を伴う儀式など他の利用者に迷惑のかかるものは禁止しております。
- ・ 営利行為や、特定の政治活動を禁止しております。
- ・ ペットの持ち込みは原則として禁止しております。
- ・ 自宅と当事業所間の送迎に限ります。

5. 非常災害対策

- (1) 防火管理者には、当事業所職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。(スプリンクラー・火災自動通報機・消火器・誘導灯等・非常灯)
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

6. 損害賠償責任保険

当事業所では、グループホーム等賠償責任事故補償制度に加入し、万一の事故に備えております。

7. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情など、当事業所の管理者または職員まで、お気軽にご相談ください。速

やかに対応いたします。

・担当窓口：赤井田 友美 連絡先 0224-61-2777

担当窓口以外にも以下の機関に要望及び苦情を申し立てることができます。

・角田市市民福祉部（ウェルパーク内）

介護支援課 0224-63-2151

・宮城県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情処理係 022-222-7700

・宮城県長寿社会政策課 022-211-2556

・その他の関連機関及び関連者

8. 書類の確認

ご利用のお申し込みと認定更新の時に、ご利用希望者の介護保険証を確認させて頂き、複写させていただきます。

9. 認知症対応型通所介護サービス

当事業所でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば認知症の進行、行動障害を緩和し、安心した生活を送っていただけるかというサービス計画に基づいて提供されます。この計画は、ご本人・代理人の希望を十分に取り入れ、計画作成担当者のほか直接利用者に関わる職員との検討によって作成されます。サービス提供をする前に計画の内容について、同意をいただくようになります。

10. 利用料金

(1) 基本料金

① 利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。別紙料金表参照。介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて2～3割の負担をいただく方もいます。）

(2) その他の料金

① 食費 昼食670円（おやつ代含む） ※夕食550円（利用形態により）

原則として居間でおとりいただきます。

② 管理費 250円 おしぼり、タオル等

③ レクリエーションや、教室等を開催するときは、材料費として実費相当額をお支払いいただきます。

④ オムツ代

⑤ その他

(3) 支払方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までに当事業所の指定する口座にお振込下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

主な施設設備面積(壁芯)

室名(号室)	床面積(m ²)	備考
1	11.23	和室(定員1名)
2	11.53	洋室 //
3	11.53	和室 //
5	11.53	和室 //
6	11.53	洋室 //
7	11.23	和室 //
8	13.89	洋室 //
10	11.53	和室 //
11	11.53	和室 //
ホール・玄関	101.10	共同スペース
和室	17.20	//
台所	10.00	//
書庫	4.00	//
談話室	34.39	//

居室(和室)…畳

居室(洋室)…フローリング

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は事業所名	グループホーム 花水木
申請するサービス種類	認知症対応型通所介護

措置の概要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対する常設窓口（連絡先）、担当者の設置

連絡先 グループホーム 花水木

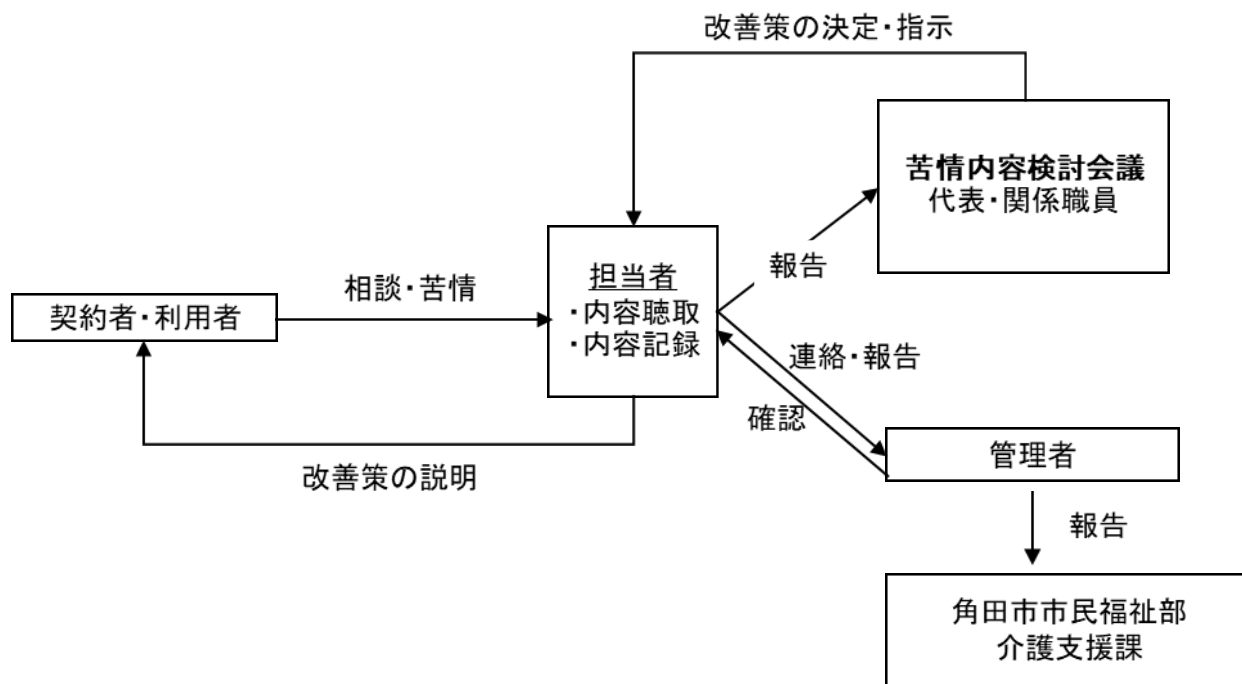
担当者 赤井田 友美

電話 0224-61-2777

F A X 0 2 2 4—6 1—2 7 7 8

- ## 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

担当者は、利用者又は家族からの相談やご意見、苦情があった場合、下図にそって、その状況を正確に把握し、内容等の説明等を行い、現状の確認・今後の対応等について検討します。



- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）

- #### 4 その他参考事項

- ・相談苦情対応マニュアルを策定し従事者に対する研修を行う。
- ・当グループホームの担当者以外にも以下の機関に要望及び苦情を申し立てることが出来ます。

- ① 角田市市民福祉部介護支援課 0224-63-2151

- ②宮城県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情処理係

- $$0\ 2\ 2-2\ 2\ 2-7\ 7\ 0\ 0$$

- ③宮城県長寿社会政策課

- $$0\ 2\ 2-2\ 1\ 1-2\ 5\ 5\ 6$$

- ④その他の関連機関及び関連者

- ・申し立て者からの要望、苦情の内容については、守秘義務があり、その保護を厳守します。

身体的拘束等の適正化のための指針

(有)カナガミケアリンク

グループホーム花水木

平成 30 年 4 月 1 日制定

第 1 条 身体的拘束等の禁止

介護保険法等は「サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としている。

第 2 条 身体的拘束等への対応原則及び条件

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、次の三つの要件を全て満たし、かつ「身体的拘束等適正化委員会」において定めた手順に従って行う必要最小限のものとする。

①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 上記、三つの要件を全て満たすことを関係する複数の職員で合議・確認し、計画作成担当者、管理者の確認を受け(両者の確認が受けられない場合は可能な限り早期に)、また、速やかに家族、利用者代理人に報告し同意を得る。

また、それらの記録は「身体的拘束等適正化委員会」において定めた書式において記録されていることを必須の要件とする。

3 身体的拘束の継続の如何は随時検討するが、2 週間を超えて継続する場合には前二項の規定に準拠し、少なくとも 2 週間おきに検討、記録等を整備することとする。

第 3 条 緊急避難的行為に対する対応

前条の規定によらず、「さし迫った危険を避ける」ためにやむなく行う拘束は、刑法及び民法上の規定により不法行為とはならない事もあるが、「さし迫った危険」を回避した時点で前条の規定による手続きを経る。

第 4 条 身体的拘束等の実施に係る記録

前条の身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、拘束の方法と当面の期間、及び合議した職員の署名等を記録し、かつ計画作成責任者、管理者の確認を記載し、5 年間保存しなければならない。

第 5 条 身体的拘束等適正化委員会

身体的拘束を廃止または極力回避するために、法人(または事業所)に身体的拘束等適正化委員会を置き、3カ月に一度委員会を開催し、前条の記録に基づき、関係法令および前第2条の「拘束対応の原則及び条件」等により、適正に運営されているかを検証する。

2 委員会は、管理者、計画作成担当者、介護職員の代表者、利用者の家族（又は利用者代理人）、医療連携体制をとる看護師、有識者等によって構成する。

3 前項の他、「不適切介護」の事例などについても報告を受け、改善の方途を検討する。

4 この委員会の審議内容は、介護職員及びその他の職員に周知徹底させることとする。

5 この委員会は、「運営推進会議」を活用することで代えることが出来る。

第6条 拘束等に係る研修

身体的拘束等を廃止し、または実施しなければならない場合には適正に行われることを目的に、介護職員その他従事者に対して年間2回の研修会を開催する。

この内容は、不適切な介護、虐待と拘束の身体的拘束等の具体的な内容、身体的拘束等がもたらす弊害（身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害）及び事例研究等とし、必要に応じて法人又は他グループホームと共同して行うこともできる。

また、本研修会の内容は、介護職員、その他従事者全員を対象としたものであり、勤務の都合等で出席できなかったものについては、資料、記録等により、その研修効果の徹底を図る。

第7条 本指針は、身体的拘束等適正化委員会の議を経て、代表者が改正する。

以 上

例示＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（出典：「身体的拘束ゼロへの手引き」平成13年3月身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）

高齢者虐待防止のための指針

有限会社 カナガミケアリンク
グループホーム 花水木

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待の定義

1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

本事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目指す。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

管理者、介護支援専門員、介護職員

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 高齢者虐待防止委員会の審議事項

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者とします。

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とします。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

9当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和6年4月 1 日より施行します。